



第 1 回会合の主な意見

令和 6 年 2 月 19 日
事務局

公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 通信法制における**公正競争は、総合的事業能力を背景とした市場支配力の拡大が行われないこと**であり、競争条件（市場構造）の公正と競争行為の公正に分類される。また、通信市場は、**サービス競争のみならず設備競争が重要**であり、これに着目した規律はどのような法形式であれ引き続き非常に重要。（林構成員）
- 電気通信事業法とNTT法が両輪となって公正な競争の確保が図られていることを踏まえ、**変更すべき規律や維持すべき規律、消費者への影響について議論**したい。（西村(真)構成員）
- NTT東西とNTTドコモの合併や自己設置要件等、**想定可能な事項について、認められるか、認められないかを明文化すべき**。（相田構成員）

NTT東西の通信インフラの在り方

- **NTT東西のネットワーク**は、NTT以外の者が保有し得ない線路敷設基盤の上に構築されたものであり、公平な利用を確保する観点から、**他事業者に対してNTT東西の利用部門と同一の条件で提供することを明確化すべき**。（相田構成員）

NTT東西等の業務の在り方

- ネットワーク構造の変化を踏まえ、**NTT東西の本来業務や活用業務の在り方について見直すべき**。（高橋構成員、林構成員）
- NTT東西の業務の見直しに当たって、**移動通信事業やISP事業等、公正競争を阻害するおそれのあるものは、通信政策特別委員会において認めるべきでない**という意見が出ており、**慎重に検討すべき**。（林構成員）

NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

- **累次の公正競争条件**について、公平性の確保と関係しており、そのための**規制や状況評価が必要**。（西村(暢)構成員）
- **グループ内の再編**について、電気通信事業法の規律（登録の更新制）の対象外となる等、**規制の空白地帯**となっており、**対応策を検討すべき**。（西村(暢)構成員、林構成員同旨）

その他必要と考えられる事項

- **設備とサービスが分離可能**となっており、その現状に適したものに**法律を見直す機運**が高まっている。（矢入構成員）